

回 (年度)	問 題																												
第75回 (7年)	<p>問1 (30点)</p> <p>税理士であるあなたは、令和7年1月某日、給与所得者である居住者甲から、令和6年に行った株式等の金融商品の取引に関して、次の税務相談を受けた。</p> <p>(甲の相談内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内にある金融商品取引業者A（以下「A証券」という。）に特定口座（源泉徴収選択口座）を開設して国内株式Xの保管を行っているところ、A証券から令和6年分年間取引報告書の送付があり、同報告書の株式Xの譲渡に係る記載内容は次のとおりであった。 <table border="1" data-bbox="315 649 1199 765"> <thead> <tr> <th>譲渡区分</th> <th>譲渡の対価の額</th> <th>取得費及び譲渡に要した費用の額等</th> <th>差引金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上場分</td> <td>500,000円</td> <td>1,500,000円</td> <td>△1,000,000円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> また、同報告書には、国内株式Xに係る配当等の額として20万円が記載されている。 A証券には特定口座以外の口座（一般口座）も開設しており、次のとおり、同口座において国内株式Y及び同Zの売却を行っている。 <table border="1" data-bbox="315 966 1199 1120"> <thead> <tr> <th>銘柄</th> <th>売却金額</th> <th>購入金額及び譲渡に要した委託手数料等</th> <th>差引金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y（非上場）</td> <td>1,000,000円</td> <td>500,000円</td> <td>500,000円</td> </tr> <tr> <td>Z（上場）</td> <td>2,000,000円</td> <td>1,600,000円</td> <td>400,000円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 国内株式Y及び同Zについて、配当の支払いはない。 国内にある金融商品取引業者B（以下「B証券」という。）を相手方とする外国為替証拠金取引（FX）の差金等決済により、次のとおり、差益が生じている。 <table border="1" data-bbox="315 1278 1199 1394"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>差金等決済に係る利益の額</th> <th>手数料等</th> <th>差引金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>為替証拠金米ドル/円</td> <td>430,000円</td> <td>30,000円</td> <td>400,000円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 株式の売却損については、他の所得と通算できるものがあると聞いたが、実際、どのような取扱いになるのか。 <p>上記の相談内容に関して、次の(1)～(4)の問に答えなさい。</p> <p>(注1) 復興特別所得税及び住民税並びに源泉徴収の手続について説明する必要はない。</p> <p>(注2) NISA制度（非課税口座制度）について説明する必要はない。</p> <p>(注3) A証券及びB証券は第一種金融商品取引業者に該当する。</p>	譲渡区分	譲渡の対価の額	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額	上場分	500,000円	1,500,000円	△1,000,000円	銘柄	売却金額	購入金額及び譲渡に要した委託手数料等	差引金額	Y（非上場）	1,000,000円	500,000円	500,000円	Z（上場）	2,000,000円	1,600,000円	400,000円	種類	差金等決済に係る利益の額	手数料等	差引金額	為替証拠金米ドル/円	430,000円	30,000円	400,000円
譲渡区分	譲渡の対価の額	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額																										
上場分	500,000円	1,500,000円	△1,000,000円																										
銘柄	売却金額	購入金額及び譲渡に要した委託手数料等	差引金額																										
Y（非上場）	1,000,000円	500,000円	500,000円																										
Z（上場）	2,000,000円	1,600,000円	400,000円																										
種類	差金等決済に係る利益の額	手数料等	差引金額																										
為替証拠金米ドル/円	430,000円	30,000円	400,000円																										

回 (年度)	問 題
第75回 (7年)	<p>(1) 上場株式等を譲渡した場合の課税方法（方式）((3)の問に係る事項は除く)について、簡潔に説明しなさい。</p> <p>(2) 先物取引の差金等決済による差益の課税方法（方式）について、簡潔に説明しなさい。</p> <p>(3) 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除について、簡潔に説明しなさい。</p> <p>(4) 国内株式Xの譲渡損失の取扱いについて、相談内容における事実関係に沿って具体的に説明しなさい。</p> <p>問2 (20点)</p> <p>業務を行う居住者の記帳義務、帳簿書類の保存義務及び当該居住者が申告書に添付すべき書類に関して、当該居住者が青色申告者とそれ以外の者の場合についてそれぞれ説明しなさい。</p> <p>(注) 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の規定について説明する必要はない。</p>